

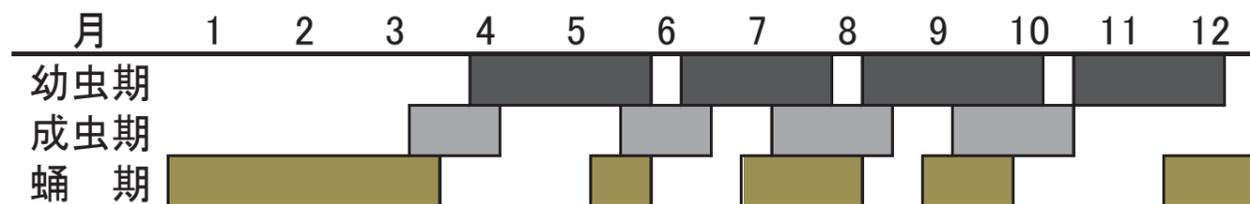
# 今年も「キオビエダシヤク」が飛び回っています

キオビエダシヤクは、イヌマキやナギの葉を食べる害虫です。年数回発生し、幼虫は葉を丸坊主になるまで食害することもあり、被害木が枯死することもあります。近年、鹿児島県において被害区域が拡大しています。自宅の大切な庭木・緑化木等を守るために下記の防除方法がありますので、参考にしてください。

## 防除方法

イヌマキをよく観察し、幼虫を早期発見・防除を実施することが大事です。

- 1 少数発生ときは、木を揺すり落下幼虫を捕殺（拾い集めて焼却）しても良い。
- 2 大発生ときは、薬剤散布。DMTP剤（スプラサイド乳剤等）1,500～2,000倍液、エトフェンブロックス乳剤（トレボン乳剤等）4,000倍液を散布してください。また、幼虫時期の散布がより効果的です。※散布の際は、飛散防止対策を行ったうえで散布して下さい（[農薬飛散防止対策](#)）



キオビエダシヤクの年間発生動向



幼虫



成虫

## 自分で防除できない方は下記の事業体で対応可能です。(散布には条件があります)

1. 事業体：大隅森林組合 南大隅支所
2. 連絡先：0994-24-2005（業務課）
3. 金額：森林組合にご相談ください
4. 散布条件：
  - ① 自治会単位などで行う場合は代表者を決めていただき有線放送で洗濯物ペットの餌などを室内に入れてもらう周知が必要です。
  - ② 個人での散布依頼については電話で住所・氏名・連絡先などをお聞きします。現地にて金額の見積りを行います。
  - ③ 森林組合と打ち合わせを行い、防除方法などの詳細を決めます。

# 町内に事業所等を所有する法人・個人事業者が対象 電気料金高騰対策一時支援金

電気料金が上昇傾向にあり、電気を使用する事業者の経費を圧迫する状況が続いています。町では町内に電気を使用する事業所や事務所などを所有する法人または個人事業者を対象に支援金の交付を行います。

## 交付対象者

町内に電気を使用する事業所や事務所などを所有する法人または個人事業者で、下記の要件をすべて満たすもの

- ① 令和5年4月1日以前より事業を行っており、今後も事業を継続する意思があるもの
- ② 法人町民税を納めているもの（法人のみ）
- ③ 令和元年から令和4年までのいずれかの年で、事業収入が120万円以上かつ対象事業の収入割合が収入全体の50%以上を占めていること（個人事業者の場合）
- ④ 町税等の滞納がないこと

※ 障害者福祉サービス事業者物価高騰対応支援事業、社会福祉施設等物価高騰対応支援事業、保育所・認定こども園等物価高騰対応支援事業または医療施設等物価高騰対応支援事業に該当する医療施設・介護施設等は対象外となります。

## 交付金額

### 低圧契約

3万円

### 高圧契約 (500kW未満)

10万円

### 高圧契約 (500kW以上)

15万円

## 申請期間

令和5年6月12日(月)～8月10日(木) 17時必着

## 必要書類

- ① 申請書兼請求書（専用様式）
  - ② 誓約書（専用様式）
  - ③ 確定申告書等の写し（令和元年から令和4年までのいずれかの年）
  - ④ 支援金の振込先口座の写し（通帳等） ※申請者本人の名義に限る
  - ⑤ 本人確認書類（個人事業者のみ）
  - ⑥ 直近の電力契約内容を確認できる書類（高圧契約の場合のみ）
  - ⑦ 申請チェックシート（専用様式） ※申請者自身でチェックを行い提出
- ※ 専用様式は産業振興課や産業建設課で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

問い合わせ先 産業振興課 ☎ 22-3036 / 産業建設課 ☎ 25-2511